

奈良県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
 十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
石永勇作	あすか整骨院 橿原市白檀町二―二九―八	平成二十三年二月二十八 日
壹岐健治	星和会セリナ鍼灸整骨院 香芝市磯壁一―一〇五七―三―三 階	平成二十三年二月二十八 日
今西洋子	片岡台鍼灸整骨院 北葛城郡上牧町下牧二―一―三七	平成二十三年二月二十八 日
横田良介	十津川村整骨院 吉野郡十津川村五十瀬九五	平成二十三年三月三十一 日